

「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」の概要

I 趣旨

経験者採用試験は、民間企業等における勤務経験等を有する者を国家公務員の係長級以上の官職に採用するための採用試験であり、その受験資格については官職等に応じて、人事院が定めることとされている。

今般、従来実施している気象庁経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格について、当該試験の対象官職に係る近年の業務内容の変化等を踏まえ、受験者を広く誘致する観点から、大学等又は大学院の課程等において修める必要のある課程に関する要件を撤廃するため、平成26年人事院公示第22号の一部を改正する。

II 改正内容

気象庁経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格の要件について、上記 I に鑑み、別表第4に規定する気象庁経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格のうち、「大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの」の要件を削除する改正を行う。

II 施行期日

令和8年7月1日（予定）